

身体障害者福祉法に規定する指定医師  
及び障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律に規定す  
る指定自立支援医療機関の審査基準

平成6年4月制定（平成22年1月改正）

青森県社会福祉審議会  
身体障害者福祉専門分科会審査部会

## I. 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の審査基準について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師を指定する場合の「医師の指定基準」については、厚生労働大臣の定めるもののほか、細部についてはこの基準に定めるところによる。

- 1 青森県内医療機関の常勤の医師であること。
- 2 各機能障害の医療に関わる指定医師の診療科名は「その障害に関係のある診療科」とし、概ね次のとおりであること。

障 害 名	各障害の医療に関係のある 診 療 科 目 名
視覚障害	眼科、脳神経外科、神経内科 (ただし、眼科以外の診療科にあつては、主として腫瘍・神経障害等による視力障害者の診療を行うものとする。)
聴覚障害	耳鼻咽喉科、脳神経外科、神経内科 (ただし、耳鼻科以外の診療科にあつては、主として腫瘍・神経障害等による聴力障害者の診療を行うものとする。)
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科、気管食道科、神経内科、リハビリテーション科、精神神経科、脳神経外科、内科、形成外科
そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科、気管食道科、神経内科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、内科、小児科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、リウマチ科、形成外科、精神神経科、小児外科、放射線科
心臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、小児科、循環器科、外科、小児外科、泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、小児科、呼吸器科、気管食道科、外科、呼吸器外科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、外科、小児科、小児外科、内科、神経内科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
小腸機能障害	内科、消化器科（胃腸科）、小児科、外科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、呼吸器科、小児科、産婦人科、外科 (ただし、エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。)
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

3 研修歴を5年以上有しているか、あるいは相当する診療科目に関連する学会認定医又は専門医であること。

研修歴には、大学医学部及び大学附属病院での研修医、医員、研究生、教官、その他これと同等と認められる研修歴の身分の期間を含み、大学院在院期間及び関連学会の研修指定病院での勤務期間も研修歴として換算する。(基礎系大学院については、臨床系研究がある場合には、それを換算する)

インターン期間は、研修歴に入れない。

4 指定医師については、担当する医療に十分な研修歴と臨床経験を有し、1、2及び3に定めるもののほかに、次に掲げる条件を満たしていることが必要である。

担当する医療の実績、発表又は原著を有すること。

概ね上記2に定める医療に関わる診療科の学会又は関連学会に加入していること。

## Ⅱ.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の審査基準

### 1 (趣旨)

(1) 青森県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を審査し、青森県知事に意見を述べるときは、この基準に定めるところに従って行うものとする。

(2) 既に指定されている自立支援医療機関が、担当する医療の種類を追加及び主として担当する医師の変更を行う場合の審査も、この審査基準又はⅢの審査基準に準じて行うものとする。

### 2 (指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の審査について)

(1) 指定自立支援医療機関療養担当規程(育成医療・更生医療)(平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害者の治療を行っていること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は、次のとおりであること。

ア 整形外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、日本整形外科学会専門医制度規約に基づく研修施設であること。

イ 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器及び血液浄化装置(機器)を有していること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

キ 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方箋を受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等が確保されているとともに、指定について、青森県薬剤師会の推薦を得ていること。

ク 訪問看護事業者又は居宅サービス事業者（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。）にあっては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

また、そのために必要な職員を配置していること。

Ⅲ. 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師については、身体障害者福祉法第15条第2項に規定する指定医師の審査基準のほかに、次に掲げる条件を満たしていることが必要である。

1 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

2 それぞれの医療の種類の特長につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、大学医学（歯学）部（又は医科（歯科）大学）卒業者にあっては医籍（歯科医籍）登録後から通算して5年以上、医学（歯学）専門学校卒業者にあっては7年以上あること。ただし、専門科目の名誉教授、前教授及び現教授は、年数の如何にかかわらず認めることとする。

適切な医療機関とは、大学附属病院（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院、それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

なお、専門科目に関する学位を取得している場合は、相応の研究を経たものとして6カ月以内を加算し得ること。

3 中枢神経、腎臓、腎移植、小腸及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、1及び2に掲げる要件のほか、次の事項についても審査し、要件とすること。

(1) 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている診療内容に関

連性が認められるものであること。

(2) 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(3) 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

(4) 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20症例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

(5) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(6) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5症例以上の経験を有していること。

4 それぞれの医療の分野における関係学会に加入していること。

(1) 眼科に関する医療を担当する者については、日本眼科学会認定眼科専門医であること。

(2) 耳鼻咽喉科に関する医療を担当する者については、日本耳鼻咽喉科学会専門医制度規則に基づく専門医であること。

(3) 口腔に関する医療を担当する者については、日本口腔・咽頭科学会、日本口腔科学会、日本口腔外科学会のいずれかの会員であり、それに関する発表、又は原著を有する者、又は、それに関する臨床経験実績を有する者であること。

(4) 整形外科に関する医療を担当する者については、日本整形外科学会会員であり、かつ、その専門医であること。

(5) 形成外科に関する医療を担当する者については、日本形成外科学会会員であり、かつ、認定医であること。

(6) 指定医師として医療を担当する者については、小児科医師の場合、日本小児科学会会員であり、かつ、その認定医であること。

(7) 脳神経外科に関する医療を担当する者については、日本脳神経外科学会会員であり、かつ、その認定医であること。

- (8) 腎臓に関する医療を担当する者については、日本腎臓学会、日本人工臓器学会、日本透析療法学会及び日本泌尿器学会のうちいずれかひとつの会員であること。
- (9) 腎移植及び肝臓移植に関する医療を担当する者については、日本移植学会会員であること。
- (10) 小腸に関する医療を担当する者については、日本消化器病学会、日本消化器外科学会、日本外科代謝栄養学会、静脈経腸栄養研究会及び日本消化吸収学会のうちいずれかひとつの会員であること。
- (11) 肝臓移植後の抗免疫療法に関する医療を担当する者については、日本内科学会、日本小児科学会、日本外科学会、日本小児外科学会のうちいずれかひとつの会員であること。
- (12) 歯科矯正に関する医療を担当する者については、日本矯正歯科学会及び日本口蓋裂学会会員であること。